

**第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画
策定業務委託に係る企画提案選定募集要領**

1 業務の目的

この要領は、「第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画」を策定するにあたり、計画策定までの事業に対し必要な支援等を実施する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容 第8次鋸南町障害福祉計画・第4次鋸南町障害児福祉計画策定業務委託

3 委託期間 契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

4 契約限度額 6,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする

5 実施形式 公募型プロポーザル方式

6 実施日程（予定）

募集開始	令和8年5月28日（木）
参加申込提出期限	令和8年6月9日（火）
質問受付期間	令和8年5月28日（木）～同年6月4日（木）
質問回答期限	令和8年6月8日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月16日（火）
プレゼンテーション	令和8年6月29日（月）（翌日予備日）
審査結果通知	プレゼンテーションの実施後

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、鋸南町競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格」という。）に登録されていること。
- (3) 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 過去10年以内で、全国でいずれかの健康保健福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画・障害福祉計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画、健康増進計画・食育推進計画・データヘルス計画・自殺対策計画）の契約実績がある事業者。

- (5) プライバシーマーク（JISQ15001）認証又は、情報セキュリティマネジメント（ISO/JIS27001）認証取得を取得している事業者。
- (6) 本公募開始日から契約までの間のいずれの日においても、鋸南町工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成19年告示第14号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

8 参加申込について

- (1) 提出期限：令和8年6月9日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法：鋸南町保健福祉課まで持参または郵送
- (3) 提出先：〒299-1902 千葉県安房郡鋸南町保田560番地
鋸南町 保健福祉課 宛
- (4) 提出書類：参加申込書（様式1）
会社概要（任意様式：会社パンフレット可）
契約実績表（様式2）
納税証明書
※法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明
または未納がないことを証明した書類。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）により、電子メールで受付を行う。

- (1) 提出期限：令和8年6月4日（木）午後5時必着
- (2) 回答：質問に対する回答は、令和8年6月8日（月）までに、鋸南町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。
- (3) 電子メール：fukushi@town.kyonan.chiba.jp

10 企画提案書の提出等について

- (1) 提出期限：令和8年6月16日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参または郵送により提出
持参の場合、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：〒299-1902 千葉県安房郡鋸南町保田560番地
鋸南町 保健福祉課 宛

(4) 提出書類：

- ア 企画提案書（様式4）
- イ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）
- ウ 契約実績表（様式2）

※過去10年間における健康保健福祉関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画・障害福祉計画、地域福祉計画・地域福祉活動計画、健康増進計画・食育推進計画・データヘルス計画・自殺対策計画）の契約実績を記載すること。

※契約実績においては、関連会社の実績は含めないこと。

- エ 担当者経歴書（任意様式）
- オ 企画提案書（A4）（任意様式）※詳細は下記を参照
- カ 見積書 消費税及び地方消費税の額（10%）を加えた額を記載する。
- キ 積算内訳書（任意様式とするが、計画ごとに金額及び業務内容を明記する。）
- ク 業務実施フロー及び工程表（任意様式）
- ケ 業務実施体制（任意様式）

(5) 企画提案書作成について

- ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。
- イ 枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。
- ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。
- エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

(6) 作成部数

正本1部、副本6部（正本コピー可）を提出すること。

11 審査方法

鋸南町にプロポーザル選定委員会を設置し、審査を行う。ただし確認の結果、見積書の総額見積限度額の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

なお、採点結果が配点の6割未満の場合は、優先交渉権者等に選定しない。

12 企画提案の選定予定日等

審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定は、提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。

審査の結果、評価点数が「委員数×60点」を超える者の中から最も評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。次に評価の高かった提案者を次点とする。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、プロポーザル選定委員会の協議により選定する。

(1) 期 日 令和8年6月29日（月）

- (2) 場 所 鋸南町 保健福祉課
鋸南町保田560番地
- (3) 内 容 提案者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（15分）
- (4) 出席者 2名以内。説明及び質疑応答の回答者は、当該業務の主担当者が行うこと。
- (5) その他
 - ・応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
 - ・プレゼンテーション順や時間などの詳細については、参加申込提出期限後に電子メールにより、参加業者へ通知する。
 - ・説明は、提出された企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布はできない。

13 選定評価基準の主項目

別表「選考採点表」のとおり

14 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後2日以内に、電子メールにより通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、プロポーザル選定委員会の委員長が失格であると認めた場合。

16 契約方法等

- (1) 契約の締結
当該業務委託契約は、契約限度額の範囲内で締結するものとする。
- (2) 業務委託料の支払
当該業務委託契約に係る委託料は、業務完了後一括払いとする。

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成する場合がある。

る。

- (5) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、プロポーザル選定委員会と鋸南町が協議して決定する。

18 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：鋸南町 保健福祉課

住 所：299-1902 千葉県安房郡鋸南町保田560番地

電 話：0470（50）1172

F A X：0470（55）4148

E-MAIL：fukushi@town.kyonan.chiba.jp